

令和7年度 琵琶湖総合保全レガシー継承事業業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度 琵琶湖総合保全レガシー継承事業業務

2 背景

2024年12月、第79回国連総会において、湖沼と関連する生態系を持続可能な形で保全再生するため、「世界湖沼の日(8月27日)」が制定された。この日は、1984年に滋賀県で開催された第1回世界湖沼会議(当時は、世界湖沼環境会議)の開会日に由来する。

滋賀県には日本最大の湖である琵琶湖があるが、この湖は流域1450万人の生活を支える水源であるほか、世界有数の古代湖で多くの固有種が存在するなど豊かな生態系を有し、貴重な自然環境と水産資源の宝庫として将来にわたり保全すべき国民的資産である。

滋賀県では1970年代の環境保全の県民運動「石けん運動」をはじめとして、自治と連携の精神の下、長年にわたり琵琶湖の保全に力を入れてきた。

近年は、琵琶湖版のSDGs「マザーレイクゴールズ(MLGs)」の達成に向け、琵琶湖を次世代に健全な姿で引き継ぐ取組を進めており、「世界湖沼の日」制定を契機として、滋賀県がリーダーシップを発揮し、湖沼の重要性を訴え、保全再生の動きを加速化させていく必要がある。

3 委託業務の目的

「世界湖沼の日」は、現在に至るまでの本県がこれまで取り組んできた行政施策および企業、住民による取組を見直し、先人たちの琵琶湖への想いと情熱を再認識する日である。また、琵琶湖を大切に思い、琵琶湖の恵みに感謝するとともに、琵琶湖を舞台に、世界と一緒に湖を守る未来について考える日である。

本委託業務は、本県における琵琶湖保全のレガシーを次世代に伝え引き継ぐとともに、これからの湖沼保全の未来に向け、多様な主体と連携した取組を加速化させるための契機を作ることを目的とする。

4 委託業務の実施期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 委託業務の内容

受託者は、「3 委託業務の目的」を達成するために、創意工夫をして次の業務を行うものとする。

(1)レガシーの継承と発信

1) 概要

過去情報のアーカイブ化を行うとともに、次世代を担う若者が過去の取組を学び・発信す

る。

2) 具体的な業務内容

① 過去情報のアーカイブ化

- 第1回世界湖沼会議から第20回世界湖沼会議までの会議の様子や、また第3回世界水フォーラム(大阪、京都、滋賀)開催時の様子、当時の県内の市民の活動、琵琶湖の状況を琵琶湖放送株式会社や日本放送協会(NHK)、公益財団法人国際湖沼環境委員会(ILEC)等が保有する動画を再編集し、環境学習教材としても活用できるよう整理すること。
- なお、動画の入手に必要な費用は、受託者の負担とする。

② 次世代参画型のドキュメンタリー制作

- 第1回世界湖沼会議やこれまでの琵琶湖総合保全の取組に携わった関係者、継続して琵琶湖保全の取組を行う者等にインタビューを行い、当時の状況や開催に向けて取り組んできた軌跡や思い、琵琶湖保全のこれまでの取組経験等をドキュメンタリー形式でまとめること。
- ドキュメンタリー形式でまとめる際には、インタビュアーを若者(高校生等)が務める等、若者世代の参画を意識した内容とすること。

③ 次世代を担う若者との意見交換会

- ②でインタビュアーとなった若者がインタビューを経て学んだこと、自分たちが受け継ぎたいと感じたことを発表し、インタビューした当時の関係者にフィードバックするとともに、政策立案者等と将来の湖沼環境保全に向けた意見交換を行う。
- 意見交換会は、(3)2)①に記載する共創フォーラム内で開催する。

(2)国際連携と発信

1) 概要

「世界湖沼の日」の制定を契機とし、大阪・関西万博の機会等において国際的なつながりを深めるための企画を行い、世界に発信を行うとともに、連携の様子を県内に発信する。

2) 具体的な業務内容

大阪・関西万博等を契機としたレガシー継承・発信

- 大阪・関西万博に出席・参加する各国の方に取材する等、世界各国の人々の「世界湖沼の日」や湖沼保全の認識・意見を取材し、動画に取りまとめること。
- 取材の際には、「世界湖沼の日」制定を契機とした湖沼保全の取組について、琵琶湖保全の経験を踏まえ世界に発信することを意識すること。
- なお、以下の日程で、大阪・関西万博に琵琶湖保全再生の取組を啓発するブースを出展す

る予定であることから、参考にすること。

- ・令和7年8月27日から令和7年9月1日まで

場所：関西パビリオン併設イベントスペース(「滋賀魅力体験ウィーク～Discover Shiga, Go Lake Biwa～」)

内容：琵琶湖のヨシをテーマとした MLGs の PR を行う。

- ・令和7年9月19日から令和7年9月21日まで

場所：TEAM EXPO パビリオン(テーマウィーク「生物多様性といのち」)

内容：「世界湖沼の日」、MLGs 等の滋賀県の水環境保全の取組について発信する。

- ・令和7年9月23日から令和7年9月25日まで

場所：フューチャーライフエクスペリエンス(テーマウィーク「生物多様性といのち」)

内容：「世界湖沼の日」、MLGs 等の滋賀県の水環境保全の取組について発信する。

(3)世界湖沼の日の周知およびフォーラム開催支援

1)概要

「世界湖沼の日」制定を契機とし、琵琶湖保全再生の機運を高めるため県が行う県民等への周知・発信およびフォーラムの開催等を支援する。

2) 具体的な業務内容

① 共創フォーラム(仮称)開催支援

- 「世界湖沼の日」制定を契機に県が行う、県民、企業等多様な主体との琵琶湖・湖沼の保全に向けた共創の結果等を報告するとともに、これまであまり関心のなかった方々にも新たなムーブメントを起こすきっかけとなるフォーラムを開催する。
- フォーラムは、以下のとおり開催を予定している。

日 時 令和8年2月頃の日

会 場 滋賀県内の施設(400名程度のキャパシティを備えたホール等(ブース設置のための小ホール等を含む。))

※キャパシティを備えていれば、1つの会場内にブース等を設置することも可。

※来場者は、300名程度を想定。

対 象 一般県民(子どもから大人まで)、企業

内 容 以下を参考に、「世界湖沼の日」制定を契機とした多様な主体との連携とその発信の集大成にふさわしい内容を提案すること(※下記のうち【提案】以外の項目は、県で予定しているプログラム)

(ア)ホール等

・オープニング

・開会あいさつ

・基調講演等【提案】

・意見交換会(1)2)③【提案】

- ・共創結果の報告
- ・閉会
- (イ)別室(小ホール等)
 - ・子ども向け体験ブース(協賛企業、団体等)
- (ウ)その他
 - ・パネル、ポスター展示
- 日時および会場については県と協議の上で決定することとし、会場および付随する設備に係る費用は受託者の負担とする。
- 開催に係る広報を目的としたチラシ等の作成および集客のための広報を行うこと。

② 「世界湖沼の日」制定記念イベント開催支援

- 県が主催する「みんなの BIWAKO 会議(以下「会議」という。)」内で行う「世界湖沼の日」制定記念イベントについて、開催に係る企画・運営、登壇者に係る謝金の支払等支援を行う。
- 13時00分から14時30分まで開催する「世界湖沼の日」制定記念イベントの企画運営について、提案すること。
- 制定記念イベントは、以下のとおり開催を予定している。

日 時 令和7年8月27日(水)

会 場 琵琶湖ホール 中ホール(滋賀県大津市打出浜 15-1)

対 象 一般県民(子どもから大人まで)、企業、MLGs関係者(300名程度を想定)

内 容 以下を参考に、多くの方に「世界湖沼の日」制定を契機とし琵琶湖をはじめとする湖沼を大切にする気持ちを醸成するための内容を提案すること(下記のとおり大枠のプログラムは決定しており、当該プログラムを踏まえ、運営方法や内容、出演者について提案すること。)

プログラム(案):

13:00 開会

13:00～ 知事挨拶

13:10～ 特別セッション※

14:30 終了

※ 「世界湖沼の日」をテーマに、滋賀県知事出席のもと5～6名程度のパネラーと、セッション内でトピックごとのゲストを交えたパネルディスカッションを想定。一部時間で湖沼を有する他県とのオンライン中継を予定している。

※ 会議は10時から17時まで開催を予定。会場費や付帯設備費は県が負担し、会議開催に係るチラシ等の作成や会議の受付業務は県が行う。

③ 番組制作・放送

- (1)(2)で制作したアーカイブやドキュメンタリー、動画、取材結果について、番組を制作し、県民向けに発信・放送を行うこと。

- 番組は、令和7年12月から令和8年3月のいずれかに放送すること。
- 番組時間は30分程度(複数日に分割し放送する場合はトータル時間)とすること。

④ その他情報発信

- (1)～(3)2)①②を踏まえ、「世界湖沼の日」の認知度向上につながる、メディア等を活用した情報発信を企画し、実施すること。

(4)業務遂行に関する留意事項

① 一般事項

- ・業務内容の詳細は、県と受託者で協議の上決定する。また、業務の実施途中においても、受託者は県との連携を密にして事業を実施すること。
- ・県は、業務期間中いつでもその進捗状況の報告を求めることができるものとする。
- ・受託者は、当該受託業務について業務責任者を置き、県との協議に出席させるものとする。また、業務を円滑に行うため、適切な人員の配置を行うものとする。なお、業務責任者については、本業務の終了まで主たる担当者として業務を行える者に限る。
- ・業務の遂行に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。
- ・本業務の履行に際し、制作に必要な素材は、受託者が取材することで調達し、使用する著作物については、肖像権、著作権、商標権その他諸権利を侵害しないよう、事前に許可や承認を得るなどの必要な手続を行うこと。当該手続に係る費用については、委託費に含むものとする。また、これらの知的財産権に関する問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを処理すること。
- ・本業務の遂行に当たり作成された成果物に関する著作権やデザインやイラスト等、業務で発生した権利は、県に帰属するものとする。また、県が行う他の媒体等での活用できるよう著作者人格権を行使しないものとする。
- ・その他、当該事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので、この仕様に定めのない事項が生じた場合およびこの仕様書に関し疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- ・契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合または参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。
- ・受託者は、受託業務に係る経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および証拠書類を整理するものとし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間これを保存するものとする。

② 秘密保護・個人情報保護

- ・受託者は、滋賀県個人情報保護条例および個人情報保護法等の関係法令を遵守するものとする。
- ・委託業務の遂行上知り得た秘密や個人情報を他に漏らし、またはその他の目的に利用してはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物

(業務の過程で得られた記録等を含む。)を県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。

- ・委託業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は、委託終了までに県に返却すること。

③ 再委託

- ・受託者は、当該業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、受託者は、あらかじめ県に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、当該業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること(以下「再委託」という。)ができる。
- ・受託者が、再委託を行う場合は、適正に管理監督を行う観点から、あらかじめ承認申請書を提出すること。承認申請書には、再委託の相手方の名称・所在地、再委託の業務範囲・期間、再委託の理由、再委託に係る契約金額等、承認における妥当性の判断に必要な事項の記載をすること。
- ・県は、受託者に対して、再委託を承認した場合は、履行状況の把握および監督・検査に必要な事項の報告書の提出を請求することができる。
- ・再委託を行う場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任は受託者が負うものとする。

6 実績報告等

- ① 県は、受託者に対して、年度途中において、委託事業の進捗状況等の必要な事項について中間報告を求め、または実地に調査することができることとする。なお、5(1)で作成したアーカイブ動画は、令和7年8月27日までに報告すること。
- ② 受託者は、本委託業務を完了した時は、その日から起算して 30 日を経過した日または履行期限のいずれか早い日までに委託業務の内容を取りまとめた報告書およびその電子データ(業務で作成した動画を含む)を、県に提出することとする。

7 実績報告書等の納入場所

滋賀県琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課(大津市京町四丁目1-1)とする。